平成２４年度第３回江東区外部評価委員会（第３班）

１　日　　時　　平成２４年７月２２日（日）

午前１０時００分　開会　　午後０時０３分　閉会

２　場　　所　　江東区役所７階第７４会議室

３　出 席 者

(1) 委　　員

木　村　　　乃	山　本　かの子
梅　村　小百合	田　中　真　司

(2) 事務局出席者

政 策 経 営 部 長	寺　内　博　英
企　画　課　長	長　島　英　明
計画推進担当課長	奥　村　健　治
財　政　課　長	武　田　正　孝

(3) 施策18関係職員

地域振興部長	鈴　木　信　幸
総務部長	海老澤　孝　史
教育委員会事務局次長	押　田　文　子
地域振興部文化観光課長	小　林　秀　樹
地域振興部スポーツ振興課長	炭　谷　元　章
福祉部障害者支援課長	新　井　誠　司
教育委員会事務局江東図書館長	原　　　俊　二
文化コミュニティ財団管理課長	梅　村　英　明
文化コミュニティ財団文化センター管理事務所長	保　科　昌　男
健康スポーツ公社事務局次長	伊　藤　裕　之
地域振興部文化観光課観光推進係長	臺　　　俊　夫
地域振興部文化観光課観光推進担当係長	岩　崎　裕　之

(4) 施策19関係職員

総務部長	海老澤　孝　史
男女共同参画推進センター所長	須　田　雅　美

４　傍聴者数　　　１名

５　会議次第

１．開会

２．施策18「地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」ヒアリング

３．施策19「男女共同参画社会の実現」ヒアリング

４．その他

５．閉会

６　配付資料

・席次表

・委員名簿

・関係職員名簿

・施策評価シート（施策18、19）

・行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策18、19）

・外部評価シート（施策18、19）

午前１０時００分　開会

○木村委員　それでは、定刻ちょうどになりましたので、これより第３回江東区外部評価委員会、第３班のヒアリング２回目を開会いたします。

なお、本日は１名の傍聴者がいらっしゃいます。傍聴者は既に傍聴席に着いておられますので、よろしくお願いをいたします。

今回の外部評価対象施策は、施策の18「地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」、施策19「男女共同参画社会の実現」の２施策です。はじめに、お手元の資料の確認をお願いいたします。席上に配付されております会議次第に配付資料の一覧がございます。席次表、委員名簿、関係職員名簿、施策評価シート、施策18、19の行政評価（二次評価）結果への取り組み状況シート、各２施策の外部評価シートですね。ご確認いただきまして、不足ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ヒアリングに入ってまいりますが、ここで自己紹介を行いたいと思います。委員及び出席職員は、お手元の名簿の順番に各自お名前をおっしゃっていただければと思います。私は木村と申します。よろしくお願いします。

○山本委員　山本です。よろしくお願いいたします。

○梅村委員　梅村です。よろしくお願いいたします。

○田中委員　公募させていただいた田中真司です。よろしくお願いします。

○班長　それでは、部長のほうから、よろしくお願いします。

○地域振興部長　では、職員のほうの紹介をいたします。まず、地域振興部長、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長　総務部長の海老澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長　教育委員会の事務局次長の押田でございます。よろしくお願いいたします。

○文化観光課長　文化観光課長、小林です。よろしくお願いします。

○スポーツ振興課長　スポーツ振興課長の炭谷でございます。どうぞよろしくお願いします。

○障害者支援課長　障害者支援課長の新井でございます。どうぞよろしくお願いします。

○江東図書館長　江東図書館長の原でございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興部副参事　地域振興部副参事の梅村です。よろしくお願いします。

○地域振興部副参事　地域振興部副参事の保科でございます。よろしくお願いします。

○地域振興部副参事　同じく地域振興部副参事の伊藤でございます。よろしくお願いします。

○観光推進係長　文化観光課観光推進係長の臺と申します。よろしくお願いします。

○観光推進担当係長　同じく観光推進担当係長の岩崎でございます。よろしくお願いします。

○地域振興部長　以上でございます。

○班長　それでは、地域振興部長より施策の18「地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」の現状と課題及び今後の方向性についてご説明をお願いいたします。

○関係職員　それでは、私から概略説明させていただきます。

まず現状でございます。江東区の生涯学習、スポーツにつきましては、まず施設の整備の点から申し上げますと、生涯学習あるいは文化・芸術の関係では、江東区文化センターのほか、地域文化センター７館に加えまして江東公会堂、ティアラこうとう、深川江戸資料館、芭蕉記念館、それから中川船番所資料館などの施設がございます。また、図書館につきましては、中央館としての江東図書館をはじめ10館の図書館、それに子供図書館１館が整備されております。スポーツ施設では江東区スポーツ会館など地域スポーツセンター６館、それから夢の島競技場をはじめといたします屋外施設が９カ所、また、区立以外でも、来年の東京国体の会場となります辰巳国際水泳場あるいは若洲ヨット訓練所など、さまざまなスポーツ施設が区内にございます。文化スポーツ施設の関係につきましては特別区の中で比べましてもかなり高水準にあると自負をしております。

それから、主にこうした施設整備ですけれども、昭和50年代以降から進められておりまして、さまざまな生涯学習活動の場が提供されております。近年では区内の大学もかなり増えてまいりました。そういったところとかＮＰＯ、民間団体との連携などの要素も加えまして、学習メニューの要望というのも多種多様となってきております。幅広い世代と地域での生涯学習活動の事業展開を行っているところでございます。

次に、図書館につきましては、平成20年の図書館法の改正で、図書館の機能として社会教育における調査、それから研究及び学習の成果を活用する機会の提供が明確化されました。これに従いまして地域の情報拠点として図書館機能を充実させております。また、国の子どもの読書活動の推進計画に基づいた江東区子供読書活動推進計画というものを23年の３月に策定をしております。子供の読書環境と学校図書館の充実のために学校図書館との連携強化策を進めております。

また、スポーツ振興につきましては、スポーツ施設利用者のニーズの把握に努めまして各種講座、教室を展開しているところでございますけれども、平成21年２月に国のスポーツ振興基本計画に基づきまして総合型地域スポーツクラブというものを深川第七中学校区域でスタートいたしました。加えまして昨年２月には東陽・木場地域に２番目のクラブを設立しております。

次に、課題でございますけれども、長期計画によりまして目指すべき方向性というのは示されているところでございますが、区として総体的な文化・芸術あるいはスポーツに関する基本方針というのはまだ策定されておりません。また、民間カルチャーセンター、区内に何カ所かございますけれども、それらとの関係につきましては、今後行政との役割分担あるいは共同連携のあり方というものを整理する必要があると考えてございます。また区民がみずから参加し蓄積した生涯学習あるいはスポーツの知識・経験などをより多く、あるいは広く地域に還元していただくと、そういった仕組みづくりも進めていく必要があると考えております。

図書館につきましては、利用者貸し出し数等の増加に比例して多様化あるいは高度化したニーズにこたえられるサービス向上、あるいは障害者向けのサービスなど、ボランティア参加者に対するシステムの確立などに取り組む必要があると考えております。

また、先ほど申し上げました地域スポーツクラブの関係ですけれども、こちらのほうは、人件費については８年間、事業費については５年間という時限的ないわゆるｔｏｔｏの助成金、自立支援事業により活動を続けておりまして、その助成の終了後、運用をどうするかについては、助成金以外の収入の確保が必要となっているところでございます。

こうしたことを踏まえまして今後の方向性ですけれども、まず、文化・芸術に関する基本方針については今年度中に策定をいたしたいということで、その策定をした上で今後の指針を決めていきたいと思ってございます。また、学習成果を地域に還元して学習者の生きがいにもつなげていくような仕組み、これも確立する必要があると考えております。参加される区民の自主的な活動を支援するよう取り組んでまいりたいと思っております。具体的には、現在でもガイド養成事業などの取り組みは進めておりますけれども、今後、参加される方がそれぞれ培っていただいた知識経験を活かせるメニューをつくっていきたいと考えております。

図書館では、ボランティア参加希望者あるいは学校司書等の活用を図りながら、子育て施設あるいは高齢者施設、学校図書館等の連携を図りまして地域との協働による事業を推

進してまいりたいと思っています。多様化する利用者ニーズにこたえられる地域の情報拠点として、また、地域特性に合わせた特色あるサービス展開により魅力ある図書館の構築を目指してまいりたいと考えております。

スポーツ振興の面では、施設の指定管理者あるいは区の体育協会、スポーツ推進委員、各競技団体と相互に良好な連携を図りながら多様なニーズにこたえていく必要があると思っております。地域スポーツクラブにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、助成金終了後の問題がございます。現時点では会費を安く設定できておりますけれども、助成金終了後は会費収入を中心とした自主財源ではなかなか運営がしにくいということで、区としても補助金等の助成等について検討する必要があると考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇班長　ありがとうございました。

それでは、施策18について質疑を順次行ってまいります。どうぞ。

〇委員　ご説明ありがとうございました。私、江東区の図書館は今現在13個あると思うんですけれども、その中で私、自分の住んでいる近所の東陽図書館をたまに利用させていただいているんですけれども、東陽図書館のユーザーの利用状況を見ると、子供からお年寄りまで、それで結構いつ行っても人がいっぱいで、それぞれのニーズに合った図書というのを利用できて、実際に提供できているのかなとは思うんですけれども、一方で、例えば、千代田区かどこかだったと思うんですけれども、サラリーマン向けの図書を集めたりだとか、ちょっとデザインをおしゃれにして若者を取り込むような図書館を一方でできているので、江東区でもそんなふうにユーザーのターゲットを絞って特色ある図書館をつくる予定というか考えがあるのかというのをお伺いしたいなと思っております。

〇班長　どうぞ。

〇関係職員　江東区では現在分館を含めまして11館、それから枝川に図書サービスコーナーを設けております。歩いて通えるところに図書館をつくるというような、そういう考え方のもとに図書館を整備しております。東陽図書館はその中でも一番利用者の多い図書館でございまして、駅から近いということもございまして、非常に多くの方にご利用いただいております。委員もご利用いただいてありがとうございます。

ご指摘の地域に特色ある図書館づくりというのも、私どもも随分それは念頭に置きまして取り組んでおりまして、それぞれの地域の要望、ニーズを吸い上げて、いろいろな形で利用者の方に喜んでもらうような、そういった図書館づくりを考えて取り組んでおります

けれども、今後ともそういった取り組みには力を入れていきたいと思っています。

千代田区が実施していますビジネスマンをターゲットにした図書館づくりということも、私どももいろいろ聞いておるところでございますけれども、例えば東陽図書館なんかにおきましてはビジネスルームというのを非常に早くから取り入れまして、地域の中でビジネスマンの方の利用が非常に多い図書館でございますので、そういったところの試みも実施はしてきております。これから豊洲図書館が新しく新館を建設を予定しておりますので、豊洲図書館ならではの地域の要望に沿ったような図書館づくりを今計画の中で進めておりますので、そういったところで各館ともに今後ともそういった取り組みを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員　すみません、結局今、東陽図書館でビジネスルームという答え以外に新しい情報がないんですけれども、東陽図書館ではビジネスルームを、ここではこう、ここではこうと幾つか挙げていただくと委員のご質問にお答えになるかと思うんですが。

○関係職員　すみません、補足させていただけますか。事例が少なくて申しわけございませんでした。今、申し上げましたように、例えば東陽は政治、経済、法律といったビジネス関連の図書に力を入れて、例えば収集資料で特色を出すことをいたしております。それぞれ、児童書が多いというのが全体の特徴なんですけれども、例えば深川ですと建築とか歌舞伎とか古典芸能とかこういった形、地域性です。それから、東陽ですと今言ったビジネス、それから、豊洲ですとやはりこれもまた政治や、また文庫本、在勤の方も多いのでこういったもの、それから古石場ですと民俗学とか、これは日本映画を中心とする映画関連とか、城東ですと仏教書、日本文学ということで、それぞれ基本書はそろえるんですけれども、それぞれ各館ごとに資料収集、あともう一つ、それから別の資料もございます。書籍だけではなくて、ＣＤその他の資料についても今申し上げた幾つかの事例のテーマに沿ったところに力を入れるということで特色づくりはいたしているところでございます。

○委員　今豊洲のほうで新たに図書館をつくるということで、文庫本ですとか政治等の書籍をそろえていくということなんですけれども、ほかに何か施設の中で、子供向けのちょっと遊び場をつくるとか、ほかに特色を考えていらっしゃいましたか。

○関係職員　子供の児童図書コーナーにつきましては、各館に設けてはいるんですけれども、例えば、休館中ではございますけれども、江東図書館が比較的広いスペースで子供専用の、一般の閲覧室とはちょっと分かれたところに子供の読書室を設けています。ですので、逆に多少声を上げても大丈夫なような、そういうようなつくりをしています。豊洲図

書館につきましては、先ほどの申し上げた計画の中では、それをさらに高めるようなキッズコーナーの設置も考えておりますので、そういった試みをしております。各図書館でそれぞれの、施設のスペース上の制限もございますので、全館すべて同じようにはできませんけれども、お話し室などを確保し、必ず設けておりますので、そういったことで子供に対するサービスの提供に努めております。

○委員　もう一つ質問があるんですけれども、施策における現状と課題の中で、地域スポーツクラブはｔｏｔｏの助成金で今現在活動を続けているということなんですけれども、今後助成金が終了することによって運営については助成金以外の収入の確保が必要ということをご説明いただいたんですけれども、今後この収入の確保をどのようにしていくかという具体的なことをもしお考えでしたら教えていただきたいなと思っているんですけれども。

○関係職員　この地域スポーツクラブは建前からいくと自主運営というのが本筋でございます。ただ、そのためには、一つ大きな財源としては会費収入でございまして、今まだ立ち上げて試行錯誤しておりますけれども、年額で大体二千四、五百円なんです、大人の方が。子供が1,000円程度。非常に経費がかからない形でまずは参画していただこうという形でやっておりますので、収入の確保ということでは会費収入を上げるというのが一つございます。ただ、そのためには、魅力的な、参加したいと思うようなメニュー、例えばいろいろなスポーツの種目がありますけれども、それをどう展開していけるかということも考えなければなりません。そのあたりのバランスをどうとっていくかというのが一つ課題になっています。

それと、会費収入だけでも賄えない部分につきましては、いろいろな方法がございますけれども、一つは単純に区の補助というのがございます。ただ、区のほうで単純に補助してしまって自主性が損なわれないかという問題もございます。全国的にいろいろ取り組まれている事例の中では、例えば区のスポーツ施設の管理運営をスポーツクラブにお願いするというようなケースがございます。それから、スポーツクラブでみずから、例えば年間何回かスポーツ教室でありますとかスポーツイベントを開催しまして、そこで収益を上げて運営費に充てると、そういった方法、もろもろございます。このあたりは今後の会員数の増加の動向とか見ながら、どうした対応がいいのか、スポーツクラブと一緒に考えていきたいと思っているのが現状でございます。

○委員　それでは、実際の利用状況というのは年々上がっているということですか。

○関係職員　まだ始まって一、二年でございますので。ただ、最初に立ち上がった深川七中エリアスポーツクラブでは今約190名の会員の方がいらっしゃいまして、世代もお子さんから、ご両親も一緒にファミリー会員として入ったり、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて参加していただいているのが現状でございます。

○委員　わかりました。ありがとうございます。

○委員　今の収入の足りない部分の委託という話が出ましたけれども、それは具体的に、委託をするということは、その分かかっていた区の直営経費の部分を削減するということになると思うんですけれども、職員数の関係とかあるでしょうから、その辺はどう計画されているか、ちょっと補足していただけますか。

○関係職員　例えば一例ですけれども、今区内に４カ所あるのは、少年運動場というのがございます。少年野球チームが練習している場所ですけれども、ここの管理をシルバー人材センターさんに委託している現状がございます。シルバーさんと地域スポーツクラブでの仕事の取り合いというふうになってしまう側面もありますが、そうした仕事を地域スポーツクラブにお願いをするというのが一つあろうかなと思っております。新たに経費を発生するというよりは、既存の私たちが行っている事業、あるいは委託している事業を地域スポーツクラブさんにご担当していただくというのがまずは基本なのかなと思ってございます。

○班長　よろしいですか。

○委員　はい。

○班長　どうぞ。

○委員　今スポーツのお話ですので、スポーツについて先に質問させていただきたいんですが、地域スポーツクラブと、それから先ほどご説明があった、６館でしたっけ、区内のスポーツ会館と、この辺の違いがちょっと今よくわからないのと、それから、区内のスポーツセンターが以前より、21時で閉館していたのが30分ぐらい延びたようなんですけれども、その辺のねらいというか効果なんかもお聞かせいただきたいなと思っております。

○関係職員　まず、既存のスポーツセンターというのは、基本は場所を提供するというのが一番大きなものでございまして、大体育室もございますし、プール、トレーニングジム等がございます。そこに料金を払っていただいてご利用いただくというような形でございます。また、そのほかに既存事業、健康スポーツ公社の自主事業としましていろいろなスポーツ教室事業、エアロビであったりヨガであったり、そうしたスポーツ事業を展開して

おります。この地域スポーツクラブというのは、どちらかというと地域の方が自主運営をしていただくクラブということになっております。実態としましては、学校の体育館でありますとか教室を利用してございます。企画から運営まですべて地域の方々が行っていく。かつ、先ほども申しましたように、このスポーツクラブが地域の交流の場になるようにというねらいがございまして、お子さんから高齢者の方までが触れ合うというのがスポーツクラブのねらいでございます。

〇関係職員　維持管理に関して私のほうから。委員ご指摘のとおり、平成21年度でしょうか。22年度も延長しておるんですけれども、確かに時間延長ということで夜間の時間を延ばしております。この目的というところによりますと、就労されている、働いている方々がたくさんいらっしゃいまして、そういった方のいわゆるニーズを拾うということで、利用したいんだけれども時間が遅くて閉まっているというようなご意見がございましたところから、そういった意見を反映させるためにそのニーズにこたえたという……。

〇委員　効果は上がっていますか。

〇関係職員　夜遅い時間になってくると若干利用のペースというか人数が落ちてくるというのは正直ございますけれども、ただ、コンスタントに利用者は増えているところでございます。

〇委員　他に比べて非常に高水準と自負をされているようでして、私も実は区内のスポーツセンターほとんど行ったことがあるんですが、非常に、350円でしたっけ、安価だと思っているんですが、そういった料金、先ほど会費2,500円というのが地域スポーツのほうありましたけれども、その辺、スポーツセンターなんかの料金というのは適正なんでしょうか、財政面といいますか収入面からいけば。

〇関係職員　料金的には、スポーツ施設のみならず、すべての、文化センターも含めて公共施設については使用料の検討委員会というのを区のほうで設けておりまして、そこで検討をしております。実質的にすべて利用者の方からいただく使用料で賄うという形にはなってございません。ただ、一定の使う方、使われない方の受益者の負担の公平を図るということで、実際にかかる経費といただいている経費、この乖離が生じている部分の一定割合、現実的には半分でございますけれども、これを使用者の方にご負担をいただくということで料金を設定してございます。

〇委員　資料を見ますと、スポーツ活動に参加する区民も26年度25％程度ということで、あまり変わらないと見るのか、18.8％ですから、もう少し伸びがあるといいなと思ってい

ますけれども、非常にいろいろなところに点在はして、利用しやすいなと私は感じるんですけれども、実態はなかなか伸びていかないのかなというのがちょっと残念なところです。ちょっと視点を変えますと、今マラソンブームで、シーサイドマラソンなんかも、以前はたしか申し込めば走れたんですけれども、去年残念ながら私も抽選に外れてしまったんですけれども、その充実というのがいいのか、もっと広く、抽選じゃなくて皆さんが走れるぐらいに、何かその辺はお考えはございませんか。

○関係職員　このマラソンの件に関しましては、第１回大会からもう30年以上経過しておりまして、現在、定員を4,000名としてございます。これは公道を使用しますので警察との協議もあるんですが、例えば交通規制の問題であるとか、それから道幅の問題もございますので、定員4,000名が今限界なのかなと思っております。安全面でありますとか、交通規制をどう解消するかという問題もございますので、大変申しわけなかったのですが、昨年から抽選ということで実施させていただいているのが現状でございます。

○委員　その辺、区民の声はどんな感じでしょうか。

○関係職員　確かに昨年、187名の区民の方が落選されるということになりました。

○委員　まだ187なんですね。

○関係職員　そうです。

○委員　じゃ、まあまあ。

○関係職員　年々増えているのは事実でございます。参加者が非常にここ数年飛躍的に伸びておりまして、もう一つは、このシーサイドマラソンにつきましては、区民の方をすべて当選できないかという声を非常にいただいたところでもございます。これについては慎重に検討しているところでございますけれども、現状では、このマラソン大会につきましては区の魅力を内外に発信するという目的もございまして、昨年は５割の区民の方の優先枠を設けて実施したところでございます。

○委員　５割を例えば６割、７割とかということもなく、定員も多くできなそうですので……。

○関係職員　そうですね、現状は。

○委員　現状維持というところなんですかね。

○関係職員　はい。

○委員　最後に１つ、スポーツから今度文化のほうですけれども、基本方針を24年度中に策定すると書かれていますけれども、その辺の進捗状況と、もう一点、図書館の利用登録

者数、この表を見ますと８万8,000から９万7,000で、今度９万5,000に落ちたりということで、その辺の理由というか要因など、もしわかる範囲であればご説明をお願いしたいと思います。

○関係職員　文化基本方針については23区中ほとんどの区が設定をしております。ただ、江東区につきましては、江東区の基本構想や長計の中で、伝統文化も含めていろいろな文化の方針というものは定めてございます。それともう一つは、総合区民センターが昭和54年、それと文化センターが57年にできて、もう30年以上たって、それぞれの文化センターなどでもいろいろ文化事業をかなり行っているというところで、今回そうした中で文化・芸術の基本方針を定めるというのは、いま一度基本構想あるいは長期計画に沿った形で文化施策をきちんと進めていきたいというところでまとめたいと考えてございます。これにつきましては、準備を昨年から進めておりまして、ある程度のたたき台のようなものを持って、外部の学識経験の方、あるいは区民の方も入れた組織をつくって、今準備中でございますけれども、その中でだいたい年度内にまとめたいという考えでございます。主に江東区の中の特に長計の中では、伝統文化の保存と継承、あるいは芸術・文化活動への支援と啓発、新しい地域文化の創造と参加の促進といったような要素をこの中でいま一度決めて進めていきたい、そのように考えているところです。

○委員　じゃ、まだ進捗の入り口のほう。

○関係職員　はい。

○委員　ぜひ年度内にできるようによろしくお願いします。

○関係職員　はい。

○関係職員　あと図書館の利用についてでございます。

○委員　そうですね。どのように分析されているかなと。

○関係職員　昨年は、東日本大震災がございまして、３月から４月にかけて夜間の開館時間を延長をやめまして５時閉館としましたので、その関係で、あと節電等の関係で若干減ったのかなと考えております。

○委員　震災の影響ですね。21年度から飛躍的に22年度まで、約9,000ぐらいですか、この辺、伸びというのは何かありますか。

○関係職員　これをつくったのは21年度ということで、そのときの直近の数値が20年度の実績でございましたけれども、それに比べて伸びた影響としましては、21年度に携帯電話から予約をできるようなサービスを取り入れたということと、21年度には東大島図書館の

改修工事が終わったということ、それからあとは豊洲地区の人口増によりまして、豊洲地区、東陽図書館の利用者が飛躍的に伸びたというようなことがありましてこういった数字になったと考えております。

○委員　ありがとうございました。

○班長　それじゃ、よろしいですか。

○委員　はい。

○班長　どうぞ。

○委員　図書館の数字とかその辺のところの増減というのは震災の影響が多分にあるんだと思うので当てにできないかもしれないんですけれども、ニーズの把握というのを教えていただきたいなと思うんです。例えば図書館の利用者の方、貸し出し数は増えているけれども利用者数というか登録者数が減っているというところで、そうすると使っている人が固定されているのかなというか、区民の方たくさんではなくて一定の人たちが回数多く使っている可能性というのはあるかもしれないんですけれども、先ほどおっしゃった図書館の特徴があると思うので、その辺のところは出てくるかもしれないので、どのようにとらえて、これからどうしようとかな、というのが施策としてこれから考えられているかということと、あと生涯スポーツに参加している人の区民の割合と、それから地域に生かしている区民の割合を見ると、参加しているけれども、生かしている人が少ないなというのがあるんです、全部これ毎年同じなんですけれども。そうすると、この３－２の施策に関する区民要望・ニーズの変化というところになってくると、このニーズ、多様化しているニーズってどこからどのようにとらえているのかなというのが１点です。

それと、根本的なところでわからないので教えていただきたいんですが、施策として生涯学習というのをどのようにとらえているんだろうなと。これ全体読んでいると、会社を引退した人たちがカボチャとかニンジンの絵をかいて、日々これ好日みたいな、残りの人生をゆったり過ごすための趣味学習みたいなイメージもあるんですけれども、団塊の世代ってそうかなという気がするんです。団塊の世代はもっとアクティブなんじゃないかなと思っているので、その辺、生涯学習というイメージを区としてどのようにとらえていて、多分これから多くなってきますよね。江東区も多分高齢化率そんなに低くないと思うので、地域によりますけれども、その人たちをどのように活用しようかなというところでこの辺のところが非常に重要になってくるかもしれないんですけれども、ちょっとその辺教えていただければと思います。

あともう一点が、民間カルチャーセンターとのすみ分けというのをあちこちに書いてあるんですけれども、民間カルチャーセンターに行っている人たちの客層と、それから、例えば区のほうでつくっている箱物結構多いですよね。場所貸しだから箱物多くなっているかもしれないですが、その人たちの層、その辺の分析とか済んでいらっしゃるんでしょうか。そういうことをきちんとしておかないと多分すみ分けとか計画とかといってもまた砂上の楼閣みたいになっちゃうかもしれないので。すみません、ちょっと散漫ですが、教えていただければと思います。

○関係職員　それでは、最初の図書館のニーズの把握についてお答えをいたします。この利用登録者数につきましては、本を借りた方の人数ということで把握しておりまして、図書館には借りる方以外にも、閲覧という形で自由に入って、図書館の中で本を読んでいただいて帰られるという方もいらっしゃいます。そういった方の人数は統計等はとれていないところがございます。ニーズの把握につきましては、借りる方、閲覧の方すべて把握しなければいけないと考えておりまして、例えば図書館への手紙というようなものを館内に設置しましてご意見、ご要望をいただいたり、あと、窓口は業務委託してございますけれども、委託スタッフのほうから随時、日々利用者の声については各課に上がってまいりまして、そういったものを集約しながら利用者のニーズ把握に努めているところでございます。また、毎年は実施してございませんけれども、利用者アンケートを考えておりまして、今年度はそういったものを取り入れながら利用者のニーズの把握に努めていきたいと考えています。

○関係職員　２番目の生涯学習ということは、非常にこれは根本的なご質問で、非常に定義というのも難しい部分あろうかと思います。例えば今図書館の利用が出ましたが、図書館を利用する人が減ったかというと、逆にインターネットなどが普及して、これは図書館に行かなくても自宅で調べられるという方が、じゃ生涯学習していないかというと、逆に自発的にされているというとらえ方もありますので、生涯学習となるとそういった広い側面があるので、施設を利用しているかしていないかだけには限らない現実が今あるかなと思っています。ただ、先ほど委員がおっしゃられたように、世代間、これは、例えば子供たちであれば小中高といった中で部活動やいろいろ課外活動によって、生涯学習というところに行かなくても、実際生涯学習的なもの、スポーツなどにも参加できますが、そういったところのフォローがない部分では、そういった施設などを使って参加することによって個人でない団体での活動などが促進されるものと思っております。例えば文化センター

などでは、ある講座に出て、その講座がよいと、その参加した方たちで自主グループというのを組んで、その講座が終わった後も活動しているグループが200以上ございます。そういったところのグループの自主的な活動を支援する自主グループ活動の支援というのを文化センターなどでやっておりますので、大くくりの中で生涯学習というと、そういった姿勢そのものを側面支援ですか、そういったことをしていくことが大事なのかなと思っております。

なかなか生涯学習をご説明というのは難しいんですが、それとあとは、一つには、そういった学習をしたいというお気持ちが、例えば障害があったりなかったりというようなことのハンディがあるとできないとかといったもののバリアを壊して、あらゆる方たちが学習をしたいという意向を叶えられるような体制、逆に言うとそういったものが生涯学習の基本的なスタンスになるのかなとは思っております。

それと、生かしているかということ、先だて観光のところでありましたけれども、ガイドさんは、今亀戸文化センターとか古石場文化センターで観光ガイドの講座を受けて、その後、今実践に出て町の中でご案内などをしています。そういった活動がだんだん出てくることで学んだことを相手に伝えたりということ、スポーツの世界でもこれは指導者に進む方もいらっしゃいますので、今はスポーツの世界も、運動するというだけではなくて、例えばメディカルな部分ですとかその指導について逆に学んでいってそれを地域で生かしていくというようなことがございますので、そういったことにつなげられないかなと考えてございます。

それともう一つ、先ほど団塊の世代の話がでましたが、実際には団塊の世代の方はかなりアクティブで、そっちに引っ張られて、例えばお子さんが一緒に活動していたりということも多く見受けられるので、世代に対してフィットするものを考えてはいますけれども、あまりこちらの観念で縛っちゃうとかえってニーズに合わなくなる部分があるので、そういったところは今後微調整を今いろいろな講座の企画なんかでしているところでございます。

〇委員　そこで、ニーズ把握努力していますかということ。

〇関係職員　実際に参加された方で、そういった講座がよかったか悪いか、あるいは、先般もモニター会議などの参加者の方にいろいろの文化事業の参加のところ、あるいはどういった感想を持たれているかというようなことも聞いたりしています。ただ、やはり効果があるのは、実際に講座に出た方のご意見が一番いいです。講座に出ない方でこういった

のをやってほしいといった意見があって開催したら参加者がほとんどいなかったというような例も実際にあります。

それと民間カルチャー、実は東陽町にあるカルチャーセンターも９月で終わりになるところがあります。それと、今民間のカルチャーセンター、大型商業施設の中に入ってカルチャーセンターをやって、値段も区より1.5倍とか２倍でありますけれども、ある意味これは、そういった大型商業施設が、そこに来てくださることで、帰り夕ご飯のお買い物もしてくださったり、いろいろな方が集まるということで付加価値として進めているようなところもありますので、区のほうではそういった部分とはまたちょっと違う観点でございます。ただ、ある大手のカルチャーセンターから、例えば芭蕉記念館で来ている先生をご紹介してほしいというようなことの協力依頼があったりして、そういったことでのご協力などはしていますので、今後官民のやり方でいい形があれば、連携してやることも必要かなと思っております。

○委員　わかりました。後でまた自分の中で整理します。

あと、すみません、この数字の大きさってよくわからないんですけれども、スポーツに参加している人たちとかというのは、これどこかに数字ありましたか。これは多いんですか。少ないというか、ほかの他区に比べてとか一般的にとか。どうなんでしょうか、この20%弱とかという数字。よくわからないんですけれども。

○委員　これは63番も64番も65番もそういう意味ではわからない。ついでに申しますと、66番というのは63番のを母数にして、それが生かされている割合であれば意味を持つ数字かもしれませんが、66番の数字の意味がそもそもわからないので、あわせてご説明いただけますか。

○関係職員　確かにこの63番につきましても生涯学習とスポーツが一体の数字となってございますので、実際スポーツだけということであれば、１つ、22年度にモニターアンケートを実施した結果で申しますと、34.4%の方が何らかのスポーツに取り組んでいるという回答もございました。このあたりはアンケートのとり方によっての結果なのかなと思ってございます。

○委員　というか、いや、ごめんなさい、とり方によることは、それはそうなんでしょうけれども、多分他意はないと思いますが、それはアンケートをとった人に聞いてくださいみたいな回答されても困るんですけれども、ここの施策のご担当として施策実現に関する指標を掲げられておられるわけですから、この数字の意味については責任を持ってご回答

ください。

○関係職員　　この指標については、企画のほうで全庁的ないろいろな施策の進行状況を区民アンケートとしてとった中の数字が反映されてございます。単体で、例えば文化とかスポーツなどを個別にとっているものではなくて、それでやっております。それで、63番については区民の方で参加しているといったご返事、あるいは66番については参加されている中からご自分の活動が成果を地域や社会に使っているといったようなお答えだと思いますので、個々のかかわりがどの程度かまではちょっとわかりかねますけれども、一応そういった数字でございます。できれば、63番も66番もまだ目標としている指標までは数字が届いておりませんので、施設はある程度もうできておりますので、我々が考えているのは、いろいろなソフトをきちんと魅力的なものを出してご参加いただくようなことを考えています。

○委員　　ちょっとごめんなさい、質疑の途中ですけれども、ちょっとご注意いただきたいんですけれども、企画でアンケートをとったものであることは承知しています。ですが、そうじゃなくて、25％とか20％とかいう数字は、ご担当として目標を掲げられておられるわけですよね。ということはその数字の意義するところについて正確な理解がなければ目標値を語ることはできないはずですよね。ですから、この数字をどのようにとらえていらっしゃいますかと。あるいは25％とか20％、20％というのは、66番が63番を母数にしているとすれば目標値は区民の５％なわけです。区民の５％だけが社会に生かしていると答えているということを目標に掲げて、それで十分だと。いや、あるいは十分とは言わないけれども、26年ではそこそこそれでいけているんだというふうに設定されていらっしゃるのかという、その数字に対する価値観をお尋ねなんです。そこをお答えいただけませんか。

○関係職員　　今現状としてアンケートの結果２割を割る63番で言えば数字が出ているのは、これはこのまま受けとめてございます。結果的にこれを当然引き上げていくというのが基本的な方向性でございますけれども、その25％と掲げたのは、現状から見て、あと、この計画期間で４人に１人はこうしたスポーツ活動、生涯学習活動に参加していただくようにということで設定したものでございます。

　それから、66番につきましては、これにつきましても確かに63番と関係がございますけれども、例えばスポーツに関して言いますと、指導者に、自分が例えばいろいろなスポーツ活動、スポーツに取り組んでいたと。それを例えば指導者あるいは監督、コーチというような形で地域に還元していくというのが一つの形であろうと思ってございます。それか

ら、先ほど申し上げました地域スポーツクラブ、こちらで指導されている方もすべて何らかのスポーツに取り組んできた方々、指導者として現地で地域に還元していると考えてございますので、そうした取り組み、活動の場所を提供していくというのが私どもの方向性でございます。

○委員　生涯学習についてはいいんですか。

○関係職員　図書館の数値でございますけれども……。

○委員　いえ、66番も63番も生涯学習・スポーツでしょう。今スポーツのお話があったんですけれども、63、66は見てのとおり生涯学習・スポーツ活動でしょう。なので生涯学習の側面からも同じようにご回答をいただいたほうがいいと思いますけれども、図書館に入る前に。

○関係職員　今一応課長のほうから申し上げましたが、ここのところもやっぱりほとんど同じスタンスで、63については４人に１人というような認識でしたし、この生涯学習とスポーツと別にとっていませんでしたので、そういった部分では同じくくりというふうな認識でとらえておりました。

○委員　生涯学習の中にスポーツ活動も含まれるという発想なんでしょうか。その辺のところがちょっとこれを読んでいてよく整理できにくかったんです、私の中で。

○事務局　ちょっと事務局のほうから若干補足させていただきます。

○委員　はい、お願いします。

○事務局　生涯学習、一応例として、例えば趣味ですとか娯楽、あとは語学だとか教養、文化、芸術、スポーツに関する活動、教室等々という形でアンケートをしているというところでございますので、今、委員がおっしゃったように、一部重複している部分もあれば、もっと広い意味での生涯学習ととらえているというところも、こちらからのアンケートとしては、目的としているところでございます。

○委員　これ、ごめんなさい、まだお続けいただきますけれども、数字のことなのでしつこく聞いているんです。こうやって紙に書かれている数字のことなので。今スポーツのほうから４人に１人というお答えあったでしょう。４人に１人がスポーツに参加する状況を目標にしているんだとすれば、生涯学習に参加する人は何人に１人とかという目標を持っているんですかという話なんです。もちろん両方をやっていらっしゃる方っているので重複はあるんですけれども、論理的に考えて、４人に１人の方がスポーツをやっているということは、スポーツをやっている人というのがマックスで……。

○関係職員　いえ。

○委員　ということになるじゃないですか。

○関係職員　一応私はこの手法に基づいて、生涯学習・スポーツ活動に参加している方が４人に１人という考え方で申し上げたんです。

○委員　ということは、全員が全員両方という回答じゃきっとないんでしょうから、スポーツだけをとらえれば、あるいは生涯学習という領域だけをとらえれば、今の委員のご質問だと、生涯学習の一環としてスポーツじゃなくて、それぞれ分けて聞いているわけですから、生涯学習だけを取り上げたりスポーツ活動だけを取り上げたら４人に１人未満ですよね、それぞれは必ず。それぞれは必ず４人未満であるとすると、逆に言えば、生涯学習サイドでは何人に１人ぐらいを考えているんですか、スポーツのほうでは何人に１人ぐらいを考えているんですかという、目標のイメージをお持ちなんでしょうかということをやはり聞きたいわけです。

ぶっちゃけ言えば意地悪質問をしているんです。質問はわざと意地悪にしていて、要は、ここに挙げている数字をリアルに施策目標として達成するだけのターゲッティングだとか段取りを施策の中に組み込んで、この目標達成をねらって実際に事業を講じていらっしゃるんですかということを、正直言って疑いを込めて聞いているんです。

○関係職員　あわせて、例えば４分の１とか20％ということを出していますから、多分、逆言うとスポーツ振興課長と文化観光課長、あるいは図書館長といつも相談しながら、これに目指す数字を頑張ろうよということをやっていなければいけないということにもなるわけですよね、今、委員からご質問あったのは。そういったところのすり合わせというのは特段はしていないのが現状かと思います。ただ、それぞれの分野の中で、利用者をふやすこと、あるいは参加いただくことに対しては個別にいろいろ、文化センターや健康スポーツ公社などの財団も含めて案を練っているところですが、そうお尋ねになられると、確かに３者が綿密に力を合わせて25％、20％を達成しようということをしていかなければいけないという反省はございます。

○委員　もう全部委員がお話しくださったので、私、この最後の報告書に書こうかなと思っていたこと全部しゃべられちゃったので。ほんとうに、前回も私こういう場所に来させていただいているので、前回とあまり施策とか変わっていないような気がするんです。要は、ルーチンワークの中で今までやってきたことを踏襲していくだけであればおそらく区民のニーズに即していかないのではないかと。人の入れかわりもありますし、人って年を

とってきますから状況も変わってきます。だから、一般的なことではなくて、もうちょっと、お金と時間をかけてやるのであれば、より具体的に、ほんとうにやりたい人がやりたいことができるような環境づくりというものが必要なのかな。予算が少ない中であれば、やりたい人たちを上手に使えば動いていくものもあるのかもしれないな。先ほどもおっしゃっていましたけれども、こういうところに来ていない人にアンケートをとっても来ない、そこがみそなんです。だから数字が上がらなくて、実は、アウトリーチではないけれども、引きこもっている人、やらない人たちをどのように動かしていくかということを考えないと多分数字は動かないだろうと思うんです。

そういうところなので、もう少し地道に、現実的に、文章をこれだけにしてしまうときれいにまとまっちゃうんですけれども、お役所の文章も大学の教授の文章も同じなんですけれども、まとまっちゃいやすくはなるんですけれども、より具体的なものが見えたほうが、あと、事例なんか引っ張り出してここで説明していただけたほうが私たちとしてはわかりやすいし、区民の方も理解しやすいのかなと思っています。今回、施策18も19も同じなんですけれども、わりと抽象的な言葉を並べてわかったような気持ちになっちゃって、数字を出してしまうと何かやったような気になっちゃう。でもほんとうにそうなのかというところが大事なのかなという気がするんです。以上です。すみません、長引きました。

○関係職員　図書館の数値でございますけれども、多いのか少ないのかというところのご質問でございますが、図書館の貸し出し総数につきましては、これを区民１人で割ってみますと約9.7冊という数字になりまして、これは23区の中でいうと大体９番目か10番目ぐらい、真ん中よりやや上というようなところでございます。ちなみに第五ブロックといいましてこの江東区周辺の中では一番多いというような数字だと認識しております。目標数値につきましては、これは計画初年度に既に達成しているような状況でございまして、当初の目標というのは若干易し過ぎたかなと、これは正直言って反省しなければいけない点だと思っています。

今後はやはりこの数字をさらに上を目指すように、利用者サービス含めて考えなければいけないと思っておりまして、例えば今度ＩＴ化というのを導入するように今準備しているところでございますので、そういったことによってよりよい、使いやすい図書館づくり目指して、目標のほうもさらに上を目指していきたいと考えております。

○委員　ありがとうございました。

○関係職員　１点だけよろしいですか。

○班長　どうぞ。

○関係職員　この施策については利用者ニーズの的確な把握が課題だというのは十分承知しておりまして、生涯学習全体についてはお答え申し上げられないんですけれども、図書館について少しだけ補足させていただくと、今ＩＣタグの設置を緊急雇用のお金、国のお金を使ってやってまいります。今来ていらっしゃる方のニーズ把握という点ではどんな冊子がどれだけ出ていくかについてはそこで数字的に早くつかめますので、それが１つ、それから、今もう一つ大きい、子供の読者離れというのがございますので、教育委員会に図書館がございますので、学校司書と図書館の連携ということで、子供の掘り起こしというところで、学校司書、学校の図書の数字がまた伸びるような形で動いているんですけれども、そういった形で利用者ニーズなり、もしくは利用者の発掘という点についてはこの１年動いてございますのでそれをちょっと補足をさせていただきたいと思います。以上です。

○班長　私のほうから２点だけ……。あ、はい、どうぞ。

○関係職員　さっきの団塊の世代の関係でもお話ししましたけれども、結構アクティブで、役所を頼らなくてやっている方もかなりいらっしゃると思うんです。

○委員　そのほうが多いでしょうね。

○関係職員　そういう方たちのニーズというのか、いかに地域に取り込んで活動していただくかというのが一番のメインになってくると思うんです。だから指標、ここで63、66ありますけれども、63はある程度そういった意味では自主的に活動されている方もいるので、実態としてはもう少し多いのかなと思っているんですけれども、問題は66のほうの地域に還元していただく、あるいは社会に生かしていただく方の割合をどう高めていくかというほうが課題としては大きいのかなというふうには認識しています。

○委員　よろしいでしょうか。１つは、コストとかという観点からの話なんですけれども、図書館もそうなんですが、スポーツ施設のほうがわかりやすいので。スポーツ施設について受益者負担のご説明先ほどあって、350円という話も出まして、それをちゃんと庁内で検討された上で設定されているというお話がありましたが、それではそのスポーツ施設を利用されている方は実名で挙げていくと、頭数で言うと区民の何％いらっしゃるんですか。

○関係職員　頭数ではわかりません。

○委員　頭数でわからないのに特定の受益者であるかそうでないのかということの判断はつかないはずなんですが、なのになぜ受益者負担の設定ができるんですか。

○関係職員　それは、現実的にそこをご利用された方で料金を払った方というのが利用者

なわけでございますので、その方々からお支払いいただいた料金とコストを分析して、その乖離を埋めるという検討を行っています。

○委員　要するに延べ利用料収入ということなんですね。

○関係職員　そうです。

○委員　そうすると、私は、受益者負担というのはそうではなく、本来どれだけの、不特定多数というか、区民の多くの方がお使いになるものは公共負担でやっていくということに社会性があると。極めて特定の数％の方とか１割程度の方とかがお使いになる場合は、これは要するに公費支出の対象としてそもそもおかしいんじゃないかといったような議論が前提としてあって、公費で負担するならば、じゃあその使われていらっしゃる方にどこまで応能性と応益性と両方考えてお支払いいただけるかという検討に入るべきだと思うんです。つまり、どれぐらいの人が利用しているのかということがそもそも基礎データとして把握されていないということに非常に疑問を持つんですが、疑問はありませんか。

○関係職員　まず１つ、頭数ということで言いますと、これは実態として数字をとるためには、例えば登録制度にしなければいけない、それから、毎回利用されている方に登録されているかどうかの確認をしなければいけないということで、やはり利用者の方にもお手間をとらせていることになりますし、事務的にも厳しい部分があるのかなというのが現状でございます。先ほどの受益者負担の関係でございますけれども、確かに年間を通じて何十回、何百回とお使いになる方、一、二回お使いになる方、それを同一に受益者と言っていいかどうかというご指摘だと思いますけれども、それは現状としては、今お使いいただいている方にお支払いいただいている料金をベースにするというのが現実的には、対応の仕方としては、使用料を算出するに当たってはそれが限界なのかなと考えてございます。

○委員　あえて言えばダブルスタンダードじゃないかと。地域総合スポーツクラブについては地域自主運営ということで、地域の自主運営でやってくださいよという形で、しかもその管理運営もしてくださいという形で、その財源補充をするというようなことまでお考えである一方で、直営もしくは直営に近い状況にあるスポーツ施設について、どれだけ特定の方が特定の利益を受けていらっしゃるかということを把握するということに、事務手間が多いからといってそこで前進しないということに根本的に疑問を感ずるんです。つまり、私が質問したのは、なぜしないんですかじゃなくて、疑問を感じないかなんです。やるべきとは思われないのかなんです、手間がどうこうじゃなくて。やるべきと思われるかどうかを知りたいんです。

○関係職員　　まず、公共施設については特定の人が使っているから、ではそれはすべて公費を投入しなくていいかというと、そうは私ども思っておりません。まずはより多くの人に使ってもらうということを前提として掲げています。結果としてそれが一部の利用の方にとどまっているかもしれません。そういう前提がまず一つございます。

　それから、先ほど地域スポーツクラブとの関連で申しますと、実態としまして地域スポーツクラブは非常に小規模なスペース、学校の体育館でありますとか教室といったスペース、それから実施している内容も、先ほど申し上げましたように地域の方が手づくりで運営していますので、競技性でありますとか専門性といったところではまだ弱い部分もございます。一方、スポーツ会館におきましては、広い大体育室がある、大きなプールがあると、こうした施設を提供するという目的がございますので、そういう点では地域スポーツクラブの運営とは違うものだと考えています。それと、健康スポーツ公社でいろいろ実施しております講座事業、これもさまざまなメニューをそろえまして、少しでも、今スポーツに取り組んでいらっしゃらない方がやってみよう、参加してみようと思うことを基本的な考え方として行っております。

○委員　　ですよね。そう思います。ですから、現在スポーツに参加されていらっしゃらない方がどこにどうやっているのかもわかっていないんじゃないかということを指摘しているつもりなんです、実人数がわかっていないということは。

○関係職員　　ただ、教室事業について言えば、先ほどの生涯学習と同じように講座のたびにアンケートを実施して、そうした参加者の動向というのは把握してございます。ただ、スポーツセンターにつきましては、例えば団体利用、大会が行われたりもしてございます。そうした方もございますので、現実的に頭数で、その中で、この方は前回来たから頭数から外すけれども、今回この人は新たに来たから頭数に入れるとか、それは現実的に困難だと思います。

○委員　　困難かどうかを聞いているんではなく、する必要があるかどうかということについて、必要性を感じないとお答えになっているという理解でいいですか。

○関係職員　　現状の出ている数字で問題ないのかなと思ってございます。

○委員　　わかりました。今、後半のほうにせっかくお答えいただいたことが２つ目だったんですけれども、実際参加されていらっしゃらない方に対するアプローチって何ができているんですか。

○関係職員　　基本的には講座の広報でございます。健康スポーツ公社のほうで広報誌を発

行してございます。そうしたところで講座のご紹介をしている、あるいはホームページ等でご紹介をしています。

〇委員　それで、その結果増えているかどうかの把握はされているんですか。

〇関係職員　利用者につきましては､例えばスポーツセンターの休止等がございますので、そういったところを除けば純増をしているというのが現状でございます。

〇委員　ごめんなさい、利用者というのは延べ利用者でしょう。

〇関係職員　延べ利用者です。

〇委員　じゃなくて、使ったことがない人とかスポーツ参加していない人に対してどういうアプローチしていますかという質問をしたんです。そうすると啓発しているとおっしゃっていますよね。ということは、今まで参加していなかった人が参加したかどうかが把握できないと効果ってわからないでしょう。今のお話は延べ利用者でしょう。同じ人が回数増えたら増えるんでしょう。ですよね。そこをお答えになれますか。

〇関係職員　例えば、またちょっと違う視点からなんですけれども、施設利用、教室、事業ではなくて団体貸し、またあとはテニスコート個人貸しの場合は、スポーツネットという仕組みで申し込んでいただいてご利用いただくという仕組みをとってございます。この登録者というのは毎年新規にございます。そうした意味では、新たに区の施設を利用されたいといった方がそういう形でいるというのは一つの側面としてあろうかなと。

〇委員　このスポーツネットというのは、既存の利用者たちが次々このネットサービスができたことによって登録を続けてきて増えているという状況ではないんですか。新規であるということは確認できるんですか。

〇関係職員　実際に１回登録をされればそれは……。

〇委員　いえ、そのスポーツネットというサポートのシステムがある前からスポーツ活動をしていた人たちが、サービスができたのでそこに登録をしている数字なんじゃないかなと。既にスポーツしている人たちがそのサービスを利用するために登録していると普通は考えるわけです。聞きたいのはそういうことでなくて、参加していなかった人たちが参加するようにならないとこの数字は増えないんでしょう。そのことを確認しながらじゃないと施策の組み立てができないはずだと思っているんですけれども、できるんですか。できないと思いませんかと聞いているんです。したほうがいいんじゃないですかと言っているんです、つまり。

〇委員　せっかくスポーツセンターがいろいろあるのに、初めて来た人の数値を把握した

いと僕は思うんですけれども、それができていないんじゃないかなと思います。実際は区民の方よりも、そのスポーツセンターの周りに働いている方々が、先ほどの、就業後行っているわけですから、割合、区民の方が多いのか、区外の方が多いのか。私は場合によっては区外の方が多いのかもしれないなとちょっと思うんですけれども、そういった分析も多分されていない中で、今、委員がおっしゃったように、初めて来た人の数は把握されたほうがいいんじゃないかなとは私も思いますけれども。

○関係職員　年間で、これは延べで大変恐縮ですけれども、すべてのスポーツセンター、それから屋外施設、夢の島競技場等、野球場を含めて年間220万人前後の方に毎年ご利用いただいていますので、その中で頭数をどう出していくかというのは、大変恐縮なんですけれども、やはり難しい部分があろうかと思っています。ですので、委員ご指摘のとおり、そうした形で新たな利用者がどのぐらい年々増えているのかということであれば、一つは抽出で新規の方の割合を調べていくというのはあろうかなと思います。

○委員　実はこれは２年前から指摘をさせていただいていることで、実人数を把握すべきだと。ちゃんと記憶していませんけれども、おそらくそれは努めなければいけないとご回答いただいていたと思います。ですが、今その必要性がないというふうなお答えがあるので、先ほど他の委員がご指摘になったアウトリーチというのはそういう意味なわけです。アウトリーチ、生涯学習だってスポーツだって、参加していない人に参加してと言って、それがどう効果的なのか。それは相手さんが、先ほどおっしゃったように、例えば障害をお持ちの方だとかいろいろな方がいらっしゃるわけで、そういう方々にそれぞれ丁寧にどういうふうな対応していけばそういう方がご参加になれたのということの把握ってしないと。こだわっているのは、施策が目指す江東区の姿ってどう書いてあるかという、これよく見ていただきたいんですけれども、区民一人一人が主体的に生涯学習、スポーツに参加するということを一番最初に挙げているんですから、いろいろな方がいらっしゃるんですから、延べ人数でだんごにして数字を把握するということしかできないといったらこれは進まないんじゃないかなと思わざるを得ないなと思いました。どうぞ、もしよろしければ。

○委員　委員が実際にスポーツセンターを利用しているということで、逆に私は利用していない、まさに引きこもっている人なので、そういった立場から言うと、告知がもうちょっと必要なのかなと。わかりやすいところにあるといいんです。駅とか、例えば区役所とか、ぼんとポスターなりというのがあればいいなということと、あと、例えば今マラソンとか、時代に合ったニーズ、はやっていると思うんですけれども、女性だったらヨガとか、

何か子供と一緒にできるような体操とか、ちょっと特色があるといいと思うんです。どこでもあるようなものじゃなくて、時代に合ったニーズのものをわかりやすいところにあるともっと利用者が増えるのかなとちょっと思いました。

〇委員　以前も申し上げたと思うんですけれども、情報の出し方の問題だと思うんです。受け手のことを一切考えないで出していたりするところがあるのかなという気がしますので、もうちょっとわかりやすく、行ってみようかなと思うような、ふっと気軽に行ってみようかなと思えるような。図書館なんかも敷居が高かったりする人がいるじゃないですか。なので、そういう何か、気楽に来てくださいよという対応ができていないような気がするんです。ホームページ見ても、どの発行物見てもそう思います、私。だから、読みたくないというか、「いいよもう」というような状況なので。だから、ほんとう今使っていない人たちをどうかしないと数字増えないし、増やそうと思うのであればそういうふうに具体的な分析、具体的なニーズの把握、来ている人ではなくて、来ていない人たちはなぜ来ないのかという。行きたいと思わないのか、じゃ、その人たちをどうやって行かせようと思うのかという、どうやって旗振るのかなみたいなところまで必死になって掘り下げないと生きたお金の使い方できないだろうし、区民の人たちが江東区に住んでよかったと思えないのかもしれないなという気がするんです。せっかく箱物いっぱいあるのであれば、それがいつもいっぱいになっていて、あそこへ行くと楽しいよという情報を口コミで動かすぐらいの勢いがないともったいないのかなという気がしますので、ちょっと広報の仕方は、これは多分全体の課題だと思います、私。すみません、余計なことを言いました。

〇委員　民間のスポーツクラブはお金を払ってまで何で商売ができているのかということを考えれば、おのずとそこにはヒントはあるはずだと思います。

〇関係職員　よろしいですか。それぞれやっていることがございまして、図書館で申し上げたように、それぞれ機会があると思うんです。例えば、これまでの議論でいうと、例えばシステム改修等々するときに利用者ニーズもしくは新規の登録者数を把握できることを検討していくと言っているので、検討していないことはないと思っています。それから、図書館で申し上げますと、今年、来年、ホームページ、それからシステム改修ができますので、その中でこれまでいただいたご指摘を踏まえて、わかりにくいと言われていること、要するに垣根を下げるためにホームページの改修についてもその点を踏まえた改修というのは考えてございますので、やっていないととらえたままこれちょっと終わってしまうので、やらせていただいている部分についてもちょっと述べさせていただきます。

○委員　　わかりました。

○関係職員　　１点よろしいですか。

○委員　　はい。

○関係職員　　スポーツ施設に関してでございます。利用者のいわゆる実人数の把握という点でございますけれども、今、ありましたとおり、有明で新しいシステムを最近入れてございます。それによりまして利用者の登録ができるようになってございますので、いわゆるトレーニングジム等についてはこのシステムを利用して実人数の把握が可能になっていくということで今取り組んでいるところでございます。

○委員　　くどいようですが、可能になっているということは、つまりやる必要があるとお考えなんですよね。

○関係職員　　これも含めながら検討しております。

○関係職員　　誤解があるとあれなんですけれども、今申し上げましたのは、トレーニングジムで個人の例えば健康状態であるとか筋肉であるとかデータを蓄積するというシステムなんです。当然それは個々の方々の情報ですので頭数でデータがとれる形に今なっているという。

○委員　　ちょっとごめんなさいね、時間オーバーしちゃって申しわけないです。たまたまこの施策についてやり玉に上がっちゃったんですけれども、ほかのも全部一緒なんです。一致していない、今おっしゃっていることが。つまり、実人数把握が必要だということを前提としていろいろなことを考えていただいているのか、そうでなく、結果的に実人数も把握できるよということを今、おっしゃったんですけれども、把握しろと言われればできるんだということでしょう。把握する必要性は認識しているよというお話もあるんですけれども。

○関係職員　　やっていますということです。この間の指摘を踏まえて。もちろんやっていないということではないと思います。認識としては、私どもとしては統一していないということはないと思っていまして、実際利用されている実人数だけではなくて、その中身、新規性と、それから質の問題、これについては、この施策については江東区としては全体としてやるということで動いていると思っていますので、それについて、現状でできていないという事実があることはそうだと思うんですけれども、今それぞれ次のシステムや、それからさまざまな改修、改築等々のときに改善できるものはしていくということが私は施策としての答弁だと思うんです。そのように思っております。

○委員　はい、わかりました。ありがとうございます。

○関係職員　よろしいですか。ちょっと誤解がある……。私もさっき、要らないと断定して受けとめられると大変恐縮なんですけれども、技術的に困難なので他の指標で今とらえていくしかないという現状にあるというのが私の基本的な認識です。

○委員　だからそれは。いいですか。

○関係職員　ええ。

○委員　必要性があると。

○関係職員　委員のご指摘も、そういう数字があれば、そうした観点からアプローチもできるのかなというのは率直に感じているところでございます。

○班長　わかりました。この施策に限らずなんですが、事務局のほうも含めてお願いしたいことがあるんですけれども、いろいろとたくさん、いろいろな具体的情報をちょうだいできて、すごく参考になったかと思います、いろいろ。ところがそれが一切このシートに表現されていないということにすごく疑問を感ずるんです。ここにやっぱり要点が表現されて……。初めてのことならともかく、このシートは２回目に出てきているものですから、前回ご指摘していることと、ほぼ同じことを申し上げているんです。そのことに対応した内容になっていなくて、ほとんど前回と変わらない内容が記載されています。ですので、ぜひ、お取り組みをなさっていらっしゃると思いますので、その後どう変わってきたのか、前回指摘を受けてそうだなと思ったことがどう進捗されているのかといったことをぜひ、再来年度でしょうか、評価がもしあるとすれば、そのときに対応していただけるようにすれば時間も短縮できるかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

　それでは、ちょっと時間をオーバーして申しわけありませんでした。どうもありがとうございました。一応これで18終了いたします。

○木村委員　それでは、再開いたします。それでは最初に、施策19ということで始めますので、自己紹介をさせていただきます。私は班長の木村でございます。よろしくお願いします。

○山本委員　山本です。よろしくお願いいたします。

○梅村委員　梅村です。よろしくお願いいたします。

○田中委員　田中でございます。よろしくお願いいたします。

〇総務部長　総務部長の海老澤でございます。

〇男女共同参画推進センター所長　男女共同参画推進センター所長の須田でございます。よろしくお願いします。

〇班長　それでは、9の現状と課題及び今後の方向性についてご説明お願いいたします。

〇関係職員　それでは、施策19「男女共同参画社会の実現」についてご説明いたします。

施策が目指す江東区の姿ですけれども、施策評価シート１に記載のとおり、性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女が当たり前に参画している社会が実現されているという、そういう状態を目指すものであります。

男女共同参画社会の実現を目指しまして、２の施策を実現するための取り組みに記載のとおり、男女平等意識の向上、それから性別によらないあらゆる活動への参加拡大、仕事と生活の調和の推進、異性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組んでおります。

まず男女平等意識の向上ですけれども、さらなる平等意識の向上を目的としまして、学校や企業、個人、地域に対して各種啓発活動を行うなど一人一人の意識改革を図る取り組みをしております。次に、性別によらないあらゆる活動への参加拡大ですが、あらゆる分野への男女平等参加を支援し、男女共同参画を推進することを目的といたしまして、区民が性別に関係なく、家庭や社会で活躍できるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行う取り組みをしております。次に、３、仕事と生活の調和の推進ですけれども、男女の職業生活や家庭・地域生活を両立できるような環境づくりを促進することを目的といたしまして、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて企業への働きかけや家庭などへの支援を行う取り組みをしております。次に、異性に対するあらゆる暴力の根絶ですが、ＤＶ被害根絶を目的として、男女共同参画ＫＯＴＯプランの中に定めましたＤＶ防止法に基づく基本計画によりまして、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を行います。また、セクシャルハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談業務の充実に取り組んでおります。

次に３－１、施策に影響を及ぼす環境変化ですけれども、平成21年４月、次世代育成支援対策推進法改正、平成22年12月、国による第三次男女共同参画基本計画の策定、平成23年３月、江東区男女共同参画ＫＯＴＯプランの策定などの法改正や計画策定が行われています。今後は、非正規雇用の増大と雇用環境の変化がさらに進むこと、子育て等により一たん仕事を中断した女性の再チャレンジへの支援が一層求められること、さらなるＤＶ施策の推進が求められることなどが予測されます。

次に３－２、施策に関する区民要望・ニーズの変化ですけれども、江東区男女共同参画に関する意識実態調査によりますと、男女の地位の平等感や固定的な性別役割分業意識、区の政策などの意思決定の場への女性の参画等でさらなる男女共同参画推進が必要な数字があらわれております。また、東日本大震災を経て防災に関する区民の意識が高まり、避難所運営などについても男女共同参画の視点が必要となっております。

これらに対しまして、今後、育児・介護等家庭生活と仕事との両立が図られる環境整備や男性が家庭生活、地域社会活動に積極的に参画することができるような環境整備、災害対策等、男女双方の視点に立った政策遂行の環境整備などが一層求められることが予測されます。

４の施策実現に関する指標は、男女が平等だと思う区民の割合は23年度で20.3％、区の審議会等への女性の参画率は23年度30.1％、仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思う区民の割合は23年度28.0％と、いずれも微増となっております。また、ＤＶ相談件数は、ＤＶの社会的認知度が向上していることもありまして、23年度2,067件と増加傾向にあります。

本施策に係る一次評価ですけれども、まず男女共同参画意識づくりを広く浸透させるため、情報誌『江東の女性』を発行し、全戸配付を行っている情報誌の認知度は低いとの課題に対して、情報誌について編集ノウハウのある区民等の参画や審議会での意見聴取など区民の視点に立った紙面づくりなどの内容の充実を図るほか、配付方法も含めた区民への周知方法の改善を図るという取り組みをしております。

次に、パルカレッジ終了者が必ずしも実際の地域活動に結びついているとは言えないとの課題に対して、パルカレッジ修了生がパルカレッジ等の講座企画や情報誌の編集に参画できるような仕組みづくり等を行うという取り組みをしております。

次に、ＤＶの社会的認知度の向上に伴い相談内容も複雑化しており、相談対応が困難な場合があるとの課題に対して、複雑化するＤＶ等の相談に対応できるよう相談体制を確保するため各関係所管との連携強化を図るという取り組みをしております。

次に、区内企業のワーク・ライフ・バランスへの関心度は依然として低いとの課題に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため企業に対する支援施策を検討するとしております。今後とも第５次男女共同参画行動計画及びＤＶ防止法に基づく基本計画に基づきまして効果的な施策展開を推進していきます。

次に、別紙の行政評価結果への取り組み状況ですけれども、二次評価といたしまして、

啓発事業、特に情報誌や男女共同参画センターにおける各種事業について効果的なものとなるよう見直しを検討すること、子供に対する人権教育の充実を検討することとされております。

これに対する取り組み状況ですけれども、まず啓発事業ですが、啓発事業の根幹である情報誌『江東の女性』については魅力のある紙面内容となるように内容充実に努めてきました。また、重要テーマであるワーク・ライフ・バランスの普及啓発について、24年度に中小企業向けのパンフレットを作成・配付する予定で準備を進めております。

次に、男女共同参画推進センターの各種事業については、カルチャー色の強い講座の廃止など既存事業の見直しを行い、より一層の男女共同参画に重点を置いた事業展開を図っております。また、パルカレッジについて、終了生のセンター事業への参画など効果的な活用を図っております。さらにＤＶ防止法上の配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けて関係機関と協議をしております。

次に、子供に対する人権教育についてですが、デートＤＶ防止のための出前講座の実施や区内小中学校における人権教室等の実施に取り組んでいます。

説明については以上でございます。

○班長　ありがとうございました。

それでは、順次質疑を進めてまいります。どうぞ。

○委員　説明ありがとうございました。

質問なんですけれども、質問というか、そもそも男女共同参画って考えるときに、男女って平等だなと感じるときって、行政に何かを受けるというよりかは、実際に会社の中とか学校とか、民間の組織の中で、女性だからちょっと不平等な扱いを受けているんだなということを思うことが多いと思うんです。そういう中で、民間と行政との役割分担というのをどうしていくのかなと思うんです。そうなると、例えば行政が企業に対して、ここの施策を実現するための取り組みの中の仕事と生活の調和の推進で、おそらく企業への働きかけとか、あるいはあとは法律の整備が中心になってくると思うんですけれども、実際に企業に対して何か罰則とか、ちゃんとワーク・ライフ・バランスは守っているのかという取り組みや何かしているのかということをお伺いしたいなと思っております。

○関係職員　実際には、行政がやるのは、意識変革を求めたり、あるいは性別による固定的役割分担を解消するための啓発、そういうことをやるということが求められると考えております。実際にそういったことをやるのは、あるいは企業であったり、あるいは個人で

あったりとか、そういうことになるかなと思います。それから、少なくとも区がやっている分野、国やなんかがやっている分野においても、罰則とか何かをもってそれを推進するというのは今のところないかなと思っています。

○委員　結局企業ってちょっと隔離､例えば社会の中ってちょっと隔離された世界なので、結局は、国がどんなにすばらしい法律、自治体がどんなすばらしい条例をつくっても、企業の中で圧力なり何なりを罰則しないと、これは私個人的意見なので、区の方がどうこうできる問題ではないんですけれども、やっぱりある程度強制力を持たないとワーク・ライフ・バランスって守られないかなと思っています。

○関係職員　例えば労働政策の関係で、当然のことながら労働基準法に反することであるとか何かについてはもちろん罰則がありますけれども、それ以外のワーク・ライフ・バランスの細かい内容については、罰則をもって強制するというのはないだろうと思います。区としては、いろいろなそういったような啓発の事業、例えば中小企業に対してパンフレットをつくって配付するとか、そういうことによって企業にやってもらうように働きかけをしているというような状況です。

○委員　それで、もう一点お伺いしたいんですけれども、実際施策の実現に関する指標の中で男女が平等だと思う区民の割合が今現状だと20％ということは、結構低い数字なのかなと思っているんです。この低い数字の原因がもしわかれば教えていただきたいと思います。

○関係職員　今のところ性別による役割分担意識というのはやはりどうしても払拭できない。特に企業というか、一般的に言いまして、どうしても男が仕事、女性は家庭という意識がなかなかやっぱり変わらないんです。そういうところで不平等意識というのがなかなか少なくならないのかな。今、委員がおっしゃったように、企業の中では特にその辺がありまして、均等法が施行されたといっても、なかなか雇用の面だとかあるいは処遇の面で女性がやはり不平等感を感じている状態があると思うんです。その辺が大きな原因になっているのかなと思います。

○関係職員　法的にはないんですけれども、例えば慣習として、例えば女性が結婚したりとか、あるいは子供ができたときに会社をやめるとか、そういう慣習が何となく根強く残っているというようなところから、まだそういったような平等だと思わないような感覚があって、それがこの数字にあられているのかなと思います。

○委員　はい、わかりました。

○班長　　どうぞ。

○委員　　非常に評価しにくい施策の一つだと考えておりますけれども、このタイトル、男女共同ということなんですけれども、右側のアンケート指標などは、例えばこれ、男女が平等だと思う区民の割合ではなくて、男女が共同参画していると思う区民の割合になぜなっていないのかなというのが１つ疑問に思っているわけです。それで、共同に参画するのと平等というところとどう結びつけていいのかと私個人的にもなかなか理解に苦しむところがあるんですが、区としては共同参画なのか、平等意識を高めたいのか、どちらなんでしょうか。

○関係職員　　最終的には平等意識を高めたいと思っております。共同参画というのは、さまざまな意思決定の場に男女が同数当たり前の状態でいるというところから最終的には平等意識ができると考えています。

○委員　　であればタイトルも平等社会の実現のほうがいいのかなとちょっと思いますけれども、そこは理由もあるんだと思います。

あと、『江東の女性』という情報誌はなかなか認知度が低いというふうに、これは大きな課題なんだろうなと思いますけれども、２年前の評価とあえて言葉が違っているのは全戸に配付をしたということだと思うんですが、これは今年あるいは昨年あたりから実施をされているんでしょうか。

○関係職員　　実は全戸といっても、これは現時点では新聞折り込みによってやっているのをそういう表現をとっているというだけであって……。

○委員　　区報のようにポストに全部入っているわけではないんですか。

○関係職員　　それについては、前回、２年前にもこの認知度が低いというご指摘をいただいていまして、その理由としては、新聞折り込みですと、広報、いろいろな広告が入っていますよね。そういったところにまじってなかなか目立たないとか、あるいは最近新聞を購読している方が少なくなっていまして、65％ぐらいだと思うんです。そうすると、今おっしゃったように全戸に行かないというのがありまして、区報と同じようなほんとうの全戸配付というんですか、そういったことを今検討はしているところです。

○委員　　検討中ですね。

○関係職員　　はい。それから……。

○委員　　この表現はそういうことですね。

○関係職員　　そうですね、今その表現というのは、新聞折り込みで配付をしているという

ことをそういう表現とっているということなんですけれども、それからあと、『江東の女性』のコンテンツの見直しといいますか、内容についても、いろいろアピールすることを表紙に大きく掲げたりとか、あるいはキャッチコピーだとかデザインだとか、そういったような工夫は今現在しているところであります。

○委員　まさに今おっしゃられたように、私実は新聞をとっておりませんで、目にしたことはないんです。新聞は会社で読んでいるのであれなんですけれども、やはり区報のように入っていれば少なくとも届くんだろうなと。ただ、それを読むか読まないかというところは、そのコンテンツなり表紙のデザインなり興味を引くものになるかどうかというところだと思いますが、そこは今後ぜひとも読んでいただけるようなデザインなりに、中身にしていただければとは思っています。

パルシティ江東にも、私も何度か足を運んだんですけれども、なかなか男性の立場では行くことも少ないし、正直どんなことがそこでやられているかというのは、男性の立場ではなかなか把握しにくいのかなと思っていますけれども、その辺、全戸配付すれば認知度が上がるとは実は思っていませんので、認知度を上げるための方法なり、その辺についても何かお聞かせいただければと思いますけれども。

○関係職員　『江東の女性』だけではないと思うんです。当然区報であるとかホームページと、これが基本になりますけれども、あと、パルペーパーということで以前はチラシみたいなものをつくっていたんですけれども、現時点では、今それが休んでいるような状況なんです。

○委員　それは効果がなかったということですか。

○関係職員　はい。そのパルペーパーをもう少し改善して効果が上がるような、魅力のある、そういったチラシをつくったりとか、あるいは今言った『江東の女性』も改善して、あらゆる手段を使って宣伝をしていく必要があるかなと思っています。

○委員　一方で、ＤＶのほうで先ほどいろいろご説明いただきましたけれども、これ、表を見ますと件数が1,700から2,000ということで大幅にアップをされていますが、相談員が２名ということで、２年前の評価書で見ますと同じ人数なんですが、なかなか、これは不足をしていないんでしょうか。

○関係職員　現時点では２名ということで、もともとは１名だったんです。それが21年のときに１名増やしまして２名体制にしているということで、現時点ではもちろんこれで足りてはいるんですけれども、今後相談件数がもっと増えていくということが想定されます

ので、今現在、配偶者暴力相談支援センターというのが法律で区市町村の設置の努力規定というのが設けられていまして、これについて区もどうするかというのを検討していまして、もし配偶者暴力相談支援センターという機能を入れるんであれば、人員体制も含めて充実させなくちゃいけないということで、その中で相談機能を検討していきたいということで今検討している最中でございます。

○委員　あと最後に、一次評価の欄に、一番下のほうですけれども、（1）番のところですが、区内企業のワーク・ライフ・バランスへの関心度について記述がありまして、関心度は全体の５割弱と。実際に取り組んでいる企業が少ないという表現なんですが、この辺の数値的なものは把握はされているんですか。何割とか、あるいは何分の１とか。

○関係職員　今回の計画をつくるときのアンケート調査をやったんですけれども、そのときは、「特に取り組みを行っていない」という回答が86.5%、非常にやっていない率が多いと。「知っている」というのは半分ぐらいあったということなんですけれども。

○関係職員　ワーク・ライフ・バランスについては、20年に国のほうでそういったような施策を打ち出していまして、国のほうもいろいろなことをやっています。例えば、最近騒がれた子供、子育ての関係なんか、子ども・子育てビジョンの中にそういうワーク・ライフ・バランスについて、やっぱり推進していくんですよとか、いろいろ宣伝をしています。区だけじゃありません。都もやっていますし、区も当然こういったようなＰＲをしています。徐々にやっぱり浸透させていかなくちゃいけないという、そういう課題だと思います。

○委員　ただ、この民間企業については、幾ら区なりが一生懸命やっても、会社で取り組まないことにはなかなか改善はされないと思う。そこが一番の課題だと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○関係職員　今年度、先ほどちょっと説明いたしましたけれども、中小企業がやはり体力が少しないということで、なかなかワーク・ライフ・バランスに取り組みにくい状況があるということで、しかも江東区については90%以上が中小企業なものですから、とにかくそこにターゲットを絞ってパンフレットをつくって、積極的にお願いをしたいという活動をしていきたいと思っております。とにかく企業がやってくれない限りはなかなか効果が出ないというところなんです。

○委員　とりあえずこれだけです。

○班長　はい。ではどうぞ。

○委員　では、すみません、数字の話を聞かせてください。21年の10月にアンケートを実

施しているじゃないですか。これをつくるためなんでしょうか。この21年、22年、23年の数字、男女が平等だと思う区民の割合とか、その下も同じだと思うんですけれども、これはどういうふうにとっているんですか、アンケートのとり方。まずそれが１点です。

あと２点目が、この40とかという目標値の数字の意味をちょっと教えていただきたいなと思うのが２点目です。

もう一つ、根本的なところなんですが、男女共同参画意識づくりって、その男女共同参画って具体的にどういうイメージをお持ちなのか、このプランをつくるときに。その辺の根本的なことがちょっとどれを見てもわからなかったかなというので、ちょっと教えていただきたいなと思います。それに附属して、これは一体どこに置いていただいて、だれが見るためにつくられたのかな。ちょっと教えてください。

あとは、『江東の女性』は、すみません、前回私と、もう１人の方が結構やいやい言ったところだと思うんですけれども、２年前と全く変わっていないんです、多分内容も。変わったとか書いてあるけれども、どうも変わったように見えなかったんですけれども、私ちょっと検索してみたんですけれども、ここに行き着くまでにも相当時間かかったんですけれども。

最後にですが、ＤＶの相談件数は増えていますよね、現実的に。２年前も２人に増やしましたとおっしゃっていたので、それ以上に増えているんですよね。それも相当数増えていると私は思います。ただ、もうちょっと言うと、相談に来る方々は氷山の一角だと私は思っているんです。相談の場所があることすら知らない人たちがおそらく埋もれていると思うんです。だから、それこそ福祉系のアウトリーチといいますか、未然に防ぐ、起こっちゃった後ではなくて未然に防ぐことも含めて考えなければいけないと思うんですけれども、このＤＶ相談とかＤＶホットラインとかに行き着くまでに相当ネットを検索したりとかってしないと行かなかったんです。そういう何かＤＶを受けている人たちがそんな気持ちの余裕があるとも思えないし、何か優しくないなって。被害者に優しくないかな。何か、来たらやってあげるけれども、来なかったらあなたたちの責任だよみたいなところがちょっと感じられて、これも全然前回と変わっていないなというのがあって、じゃ男女共同参画とか平等って一体何でしょうと思いながら今日来ておりますが、その相談員の状況と、それから相談の窓口のあり方みたいなものに関してもお答えいただければと思います。

〇事務局　　すみません、じゃ指標の関係、事務局のほうからお答え申し上げます。

〇委員　　はい、お願いします。

○事務局　指標67、69につきましては、企画課のほうで、江東区内在住の満20歳以上の男女3,000人に対しまして無作為抽出でアンケートを実施しております。その結果としてこの数字が出てきているというようなことでございます。

○委員　毎年やっているんですか。

○事務局　毎年でございます。

○委員　毎年同じ項目でアンケートしているんですね。

○事務局　はい。

○関係職員　この長計に伴うものということでやっていたんです。目標値については、当然ものによっては100％がいいわけですけれども、26年度という一応長計、この計画のゴールがありますので、そこで手が届くところで望ましい数値ということで設定をしたということであると思います。

○委員　手が届く。

○関係職員　はい。手が届くところで望ましいというか、なるべく高いほうがいいわけですけれども、そういうことで設定をしたと思います。

それから、男女共同参画の意味ですけれども、これは江東区が目指す姿のところだと思うんです。男女が固定的な役割分担意識が解消されて、男女が当たり前にあらゆる分野で参画できるような、そういったものを目指すということだと思うんです。まだ何らかのそういった役割分担意識があって、例えばですけれども、片一方の性である女性が参加できていないようなところがあると。そういうものをなくしていこうということです。

それから、『江東の女性』の関係ですけれども、これについては、もちろん一気に改革するというのは難しいわけですけれども、先ほど言いましたように、一応見出しであるとか字体、デザイン等については、もちろんご批判はあるとは思いますけれども、少しずつは改善をしているということで、今後もそういったご批判を踏まえてより改善はしていきたいと考えています。

それから、ＤＶの関係についても、こちらとしてはいろいろＰＲをしてアクセスしやすいようにしているつもりなんですけれども、女性とＤＶの関係の法律相談、それからＤＶ相談ホットライン、これについて、もし足りないようであれば今後もそのＰＲは努めていきたいと、このように思います。

○関係職員　ＤＶの漏れている方が多いだろうということですが、まさにそうだと思います。それで、実は『江東の女性』、中身変わっていないであろうということなんですけれ

ども、確かに見た目はあまり変わっていないんですけれども……。

○委員　文字が多過ぎて、具体的に読んでいないのです。すみません。

○関係職員　ちなみに、ちょっと繰り返しになるんですけれども、ＤＶとワーク・ライフ・バランスと交互に、毎回何かしつこく出しているんです。ここにチェックポイント……。

○委員　見たことあります？

○委員　初めて見ました。

○委員　初めて見ましたって、江東区の女性が。

○関係職員　チェックポイントとかつくりまして、出しますと、必ず相談が増えます。ですから、それを発行すると、『江東の女性』を見ましたといって、私の状態はＤＶなんでしょうかという相談は大体二十数件、毎年それくらい、これを見たという相談が出てきます。ですから、少なくともこれで毎回しつこいように１面で出すと、それによって潜在的な需要というのは掘り出しているのかなとは思います。

○委員　毎月発行なんですか。

○関係職員　年２回です。毎月出せばほんとうにもう少し増えるんじゃないかと思うんですけれども、ちょっと経費の関係で２回なんですけれども、そういうのがあります。それから、ちょっと今日は持ってこなかったんですが、先生ご存じかもしれませんが、こういう小さいホットラインのカードをつくったんです。そのホットラインのカードを図書館とかいろいろな、庁舎とか女子トイレに置いてあります。それを見て、もし何かあったら電話をしてくださいよというカードを公共施設の女子トイレに置いてあります。これを見て電話しましたよという方も結構おります。いろいろな形でもってそうした潜在的な需要を掘り起こす努力はしているんですけれども、確かにまだまだ、ＤＶであるという意識自体がわかっていない方もいらっしゃいまして、被害を受けているんであるけれども、相談につながらない……。

○委員　それ出ていますよね。

○関係職員　はい。

○委員　このアンケートの中に、ほんとうにＤＶだと思わないというのが、男性にも多いし、女性にも多いんですよね。

○関係職員　そうですね。特に加害者のほうが多いです。男性のほうが多いです。

○委員　男性はほんとうにこれはＤＶではないと思っているし、女性もそれだけ、ＤＶだって、明らかにそうなんだけれども、女性自身もそうは思っていないというのがあるから、

そこは問題深いんですよね、非常に。

○関係職員　そうです。ですから、こういった場合って、そのチェックリストをつくって、そこにちょっと入れますと、幾つ以上該当すればあなたはＤＶですよというのを１面に出しますと、その効果はあると思ってます。ですので、こんなことを地道にやりながら、少なくとも潜在的な需要を掘り返していった結果がこの相談件数の増加だと我々は考えているところです。

○委員　これはどこにあるの。

○委員　それはどこにあるか。だれのためにつくって、どこにあるのか。

○関係職員　これは、ここにも記載があるとおり、江東区の行動計画です。ですから、長計の中の一部を担う部門計画なんですけれども、我々がこれに従って動くという計画です。

○委員　ですよね。そうすると、区民の方々とか会社の経営者の方だとかが、区がこういう計画を持ってやっているよというのを承知できにくいということもありますよね。だから、基本的な計画がよく理解できない中でこうしてくださいああしてくださいとかというのもちょっとかなと。これはほんとうに非常にやっぱりわかりにくくて、お役所の文章なので。なので、お役所内で使うものだろうとは思っているんですが。何か全体的に危険な女性を救おうみたいな視点から入っているので、現状の全体の中で。ちょっとそこの視点からだとどうも、発想がそこにあるのであれば、共同参画だとか平等だとかという意識が芽生えにくいのではないかなという根本的なところの疑問も感じつつなんです、実は２年前も申し上げたんですけれども。

それから、教育ということに関しても、ほんとうにこれ教育と意識の変革だと思いますので、起こっちゃってからじゃなくて起こらないようにするというところから始めないと。だから長い時間かかるものだと思うんですけれども、一番最初の取っかかりの子供たちへの教育のところで入り方が違ってくるのかなと思うので、その辺のところ、もうちょっと根本的にしっかりそこを大きく考えながら今対応を同時に考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども。ちょっとこれも漠然としていて、私も。大体こういう企画というかこういう項目がないのが普通なので。というか、なくなるのがベストじゃないですか、先ほどおっしゃった100％というのが。

○関係職員　そうなんです。

○委員　その辺のところが難しいですよね。すみません、ぐちゃぐちゃになっちゃいまして。

○関係職員　子供のころからの教育というのは、それは重要だと思っていまして、小さいころからそういう醸成をしておくということで、デートＤＶというのは少し大きくなってからだと思いますけれども、例えば小学校なんかでは人権教室だとか人権メッセージだとか人権作文だとかいろいろな催し物をやっていまして、そういったような、男女も含めて……。

○委員　それはどこでやっているんですか。学校の中で。

○関係職員　学校です。小中学校で人権教室と……。。

○委員　小中高には、出向くのは、共同参画推進センターの職員の方が出向いてという形ですか。

○関係職員　人権擁護委員の方が行ってそういったような人権もろもろについて話をしていただいているということです。

○関係職員　デートＤＶについては、ことしは一応中学２年生を対象にやろうということで企画をしているんですけれども、どの程度参加するかちょっとわからないんですが、なるべく年少のうちにやったほうがいいだろうと。こういったことは暴力なんだよというのをなるべく具体例を出して小さいうちに教えたほうがいいだろうという意見が去年の講座の中から出てきたんです。それで、やってみようということで企画をしていて、先日校長会のほうに話をしに行ったんですけれども、どの程度の集客があるかちょっとわからないんですが、なるべく小さい子にやってみて、反応とか効果とかをトライアルで少し試行錯誤しながらやっていってみたいなと考えているところです。

○委員　小さい子は、日本はおくれていると言われていますけれども、小さいころから性教育だとかこういう何か社会のありようだとかというのはきちっとやらなければいけないんでしょうけれども。教育委員会なんかも、今、ないほうがいいくらい言われていますけれども、大津の事件で。全国的に巻き込んで、あと父兄の方々もそうだと思うんですけれども、巻き込んでいかなければいけないのかなと。

あと、男性の教育ってどのように考えていますか。女性ばかりじゃなくて男の人たちへの。男女を一緒に、センター、あれするようになったと書いてありますけれども。

○関係職員　直営化になってからは、言うならば男性向けの講座というのは若干増やしました。少なくとも家事をやってくださいとか家事探検とか、あるいは料理教室ですとか、そういった若干男性でも興味のあるところから導入して、男性専用の講座というのを若干増やしてみました。料理は結構皆さん評判よくて来るんですが、家事はちょっとどうかな

と思うんですけれども、とりあえずやってみたいということで。

○委員　それが男女共同参画の姿ですか。

○関係職員　あらゆる分野に男も女も参加するという、そういうことを根強く。

○関係職員　家庭の中の役割分担を。

○委員　なるほど。共同参画の意識づくりがそれで。

○関係職員　ええ、まず素朴なところからやっていきたいと思います。

○委員　ありがとうございました。

○委員　社会的に健在化した形で認知されていなかった違法な状態を解消するという意味でこういう施策があるということはよく理解できるんです。つまり家庭内における犯罪行為が家庭内であるがゆえに認知されなかったということを認知しやすい状況にしましょうということでＤＶ防止法があり、あるいは社内での昇任、昇格、配置といった場面で行われているほぼ違反、違法であろうと考えられざるを得ない性差差別があったという状況を解消しようとすることが雇用機会均等法であるということはわかります。それを進めていくというのが施策として必要だと思うんですけれども、それが男女共同参画社会とか平等というところで語られることによくわからないところがあるので聞くんですけれども、この計画のほうにありますが、男女平等意識の向上を図りますというのが目標１にあって、学校の名簿を男女混合にしましょうとか家事の分担しましょうとか、価値観にかかわることをとやかく言っているんですけれども、これは政策としてどういう意味があるんでしょうか。つまり何を解決しようとしているんでしょうか、公費をかけて。

○関係職員　男女共同参画というものを具体的にわかりやすく理解するための一つの方法として、例えば男女混合名簿というのは、今までは小中学校というのは名簿、出席をとるときに男、女という順番で出席をとっていた、名簿がそうなっていましたから。これを男女あいうえお順にするというと、小さいころから、少なくとも男女がどんな場面においても普通にいる、男が先、女が後というのが普通ではなくて、男女が普通にいる、そういう形をつくろうという施策です。

○委員　男女共同参画社会と言っているんじゃないですか。

○関係職員　あくまでもこの施策が目指しているのは、繰り返しになりますけれども、固定的な性別の役割分担意識が解消されてあらゆる分野へ男女が参画するということを目指しているわけですけれども、それを下支えするものとして意識改革が必要ですと。

○委員　意識改革が必要なんでしょう。

○関係職員　　はい。その意識改革に役立つのがさっき言われた個々の事業。

○委員　　男女という言い方を変えないんですか、それをおっしゃるのなら。男女って、何で男が先なの。

○関係職員　　男が先という意味ですか。

○委員　　男女。男が先でしょう、男女って。

○関係職員　　女男でもいいんですけれども。

○委員　　私は、別にいいんだけれども、社会的慣習にまで踏み込んで、価値観にまで踏み込んで何かをなさろうとしているように見受けられるので、なぜそこまでやらないのかなということがシンプルに疑問なんです。

○関係職員　　ただ、ここは別に他意はないですけれども、男女となっていますけれども、女性のほうを先に持ってきているのも何かで見ています。だから、そういうことを意識して、今言われたようなことを意識して女性と男性と、そういうふうにやっているものもあります。

○委員　　つまり、僕が今日聞いているのは、そういうケースがあることは私も承知の上だから言っているんですけれども、江東区の意思としては今のところはないんですね。

○関係職員　　他意はないです。

○委員　　それはわかります。そこまで言わない。もう一回言います。法的に違法状態が看過されてきたということについて、あるいは法慣習的に、つまり労働法上の問題とか刑法上の問題があらかじめあって、法体系上、認知されないという問題があって、それを健在化させるためにこういうことをしないと違法状態が放置されるという意味で問題解消につながるということはよく理解できるんです。ですが、もう一度申しますけれども、それが、あるいは参加のチャンスとかということもありますけれども、違法状態は違法状態と客観的に見てわかるでしょう。じゃなく、例えば、この性別によらないあらゆる活動への参画を推進しますとかで、この審議会の構成員だとか、何でしたっけ。まあとにかくそういうことです。そういうのがやっぱり半々なんですか。半々が理想的な状態なんですか。つまり、今まで意図して男を増やしていたんですか。

○関係職員　　そうではなくて、例えば条例に基づく附属機関とか何かで、例えば警察署長だとか消防署長だとか、そういう充て職のものというのもあります。そういうものは、女性であればもちろんそれはいいわけですけれども、今男性が多いので結果的に男のほうの比率が高くなっているというのはありますけれども、そういったような充て職のものは別

として、男性でも女性でもどちらでもいいものについては、それはあくまで50%ずつが理想だということでやっていくべき。

○委員　そうなんですか。充て職については指導しないんですか。女足りないよってやらないんですか。

○関係職員　充て職で例えば警察署長をこっちで女性にしてくださいとは言えないですから。警察署長がたまたま男性であれば男性が来ますし……。

○委員　それを言い出すと全部たまたまでしょう。

○関係職員　だから、そこの部分というのは要するにどうしようもない部分です。それ以外の部分については、なるべくこちら側としては、積極的な改善措置といいまして、どちらでもよければ、例えば町会にそういうものをお願いするときには、女性今少ない状況ですから、女性をお願いできませんかとか、そういう積極的なアクションはやっています。

○委員　例えばワーク・ライフ・バランスというのは企業の経営課題を解決するためにやっていることなわけです。人材を維持するとか育てるとかいうことのためにやっているんです。あるいは育児休業だとか何とか、やっているんです。だから、ワーク・ライフ・バランスというのはあくまで経営課題をやっている。社会問題を解決するというよりも経営課題を解決するためにやっていることなんです。お聞きしたいんですけれども、前半に説明があったように、じゃ寿退社をする人がいたら、いるということを通報を受けたら、寿退社を断念するように女性に説得するんですか。

○関係職員　そこまではやりません。

○委員　寿退社みたいなことが習慣化されている状態が習慣としてよくないというようなご説明がありませんでしたっけ。

○関係職員　ですから、あくまでもそれを是正するのは企業でありまして、その企業に我々は意識啓発をする。

○委員　じゃ、寿退社はやめましょうというキャンペーンを張るとか。

○関係職員　場合によったらですよ。場合によっては、それはワーク・ライフ・バランスに反するということであれば、そういうことをパンフレット等でお願いすることもあります。

○委員　こともある。

○関係職員　はい、場合によっては。

○委員　場合によってはこともある。

○関係職員　　そのワーク・ライフ・バランスでどういうものを重視するかというのがありますから。

○委員　　市役所の職員の方で寿退社をする方はいらっしゃらないんですか、区役所で。

○関係職員　　だから、それはご本人の考え方でそういう人も中にはいますけれども、組織としてそういう慣行だとかそういうものは一切ありません、役所の中では。

○委員　　今まで組織慣行があったということを総括されたということですか。

○関係職員　　民間とか何かにはあるのではないかと。

○委員　　あるのではないかと。

○関係職員　　はい、「ないか」です。

○委員　　あると確信をお持ち……。

○関係職員　　確信まではいきません。企業によってはそういうことをもちろんやっていないところもあるでしょうし、あるいは中小企業あたりでいまだにそういうあしき慣行があるところがあるかもしれません。

○委員　　そうですか。わかりました。評価の結果をここで申し上げる筋ではないんですけれども、今いろいろ確認させていただいたのは、ものすごく素朴な疑問、つまりそれは、共同参画社会がなぜ必要なんですかということの質問に対する公費を使っていらっしゃるお立場からの説明責任が果たせるかということを気にしてお聞きしたまでなんです。いいとか悪いとかいうことを申し上げるつもりじゃないんです。そういう意味では、違法状態を解消するということにおける役割というのは確実に把握されているんだろうと。ＤＶの相談件数が増えたりとかというのは、まさしく健在化されることによって保護される女性が増えてきているだろうということはわかるんですけれども、それ以外のところというのは極めて根拠希薄ですよね。であるかもしれないだろうみたいな。

○関係職員　　一応男女共同参画を推進するというのは政策目的としてあるわけです。その男女、あらゆる分野に参画できるようにするということで、障害になっている一つがワーク・ライフ・バランスなど、そういうのがありまして、そのワーク・ライフ・バランスについて啓発活動をしていくという仕事になっているということなんです。

○委員　　そこだけに意識持っていると楽なんですけれども、施策としては。もう一つ大きく根本的にあるものが、女性の意識もだと思うんです。要は、寿退社をよしとする女性たちの意識って私はあるように思うんです。

○委員　　やるならみたいなね。そこまで言わないまでも、やるならあり得るんじゃない。

寿退社をするということを女性たち自身の運動として、よくないというんだったら、よくないと思うとか。

〇関係職員　そのあらゆる分野に平等に参画していくということで、それが当然……。

〇委員　参画しなさいはいいんだけれども、女性たちが参画したくないってあるかもしれないです。

〇関係職員　その意識改革も、女性たちの意識を変えるということも、その阻害になっているんであれば当然それはやっていくべきだと思います。

〇委員　一つも出てこないんだ、これ。

〇関係職員　それは次の課題なんです。現在のワーク・ライフ・バランスというのは大きな課題ですから。

〇委員　非常に難しいです。

〇委員　今価値観抜きに申し上げたんですけれども、価値観というか、聞き得る情報を申し上げると、少なくともジェンダーフリー、固定化された役割分担問題というのは政策からは排除していくというのが基本的な今方針です。方向です、方向性。というのは、さっき申し上げたように、公権力の濫用ではないかということが言われ始めていて、いわゆる男女共同参画という施策をなくしていくということも起こっていますから。別に、するなという意味じゃないですよ。そういうものをごらんになって、そういうものがなくなっていく背景にはどういうことがあるんだろうということも、お進めになる以上は説得力を持つものとして情報収集されたりして、つまり、素朴な疑問を投げかけられたときに、なるほどそうか、納得って思われるような形になっていないと。金額高いですもの。１億6,000万とか１億7,000万とかですから。しかもこれは人件費はほんとう少ないですもの。少なくはないか。若手だと四、五人分なんですけれども。

〇委員　いや、でも、もうちょっと増やして、相談とか。

〇委員　その増やすべきところを増やすということをするためにも、絞り込みだとか説得力のある説明だとか、余計なと言ったら言い過ぎかもしれないけれども、デリケートな話題だから。あまり余計なことに金使わないとかいうふうにしたほうがいいかな。

〇関係職員　そういったこともあって、潜在的にあるような、そういうものについてはＤＶですよ、やっぱり一番典型的なものは。ＤＶについては力を入れてやっております。あと、ワーク・ライフ・バランスの関係、それに対して。ただ、ワーク・ライフ・バランスのほうについては、委員おっしゃったように、多少、どこまでやっていいのかという問題

はあろうかと思います。

○委員　考え方としてもう一つは、女性というところの優遇を例えば半分ぐらいにしたほうがいいとかってさっきおっしゃっていましたけれども、そうすることによって男性が半分、反対の差別になる場合もあります。能力ってやっぱり必要なので、いろいろなところで。会社でもそうだし、地域でもそうだし。だから、そういうところもちゃんと意識して共同参画というものをとらえないと、数を増やせばいいとか半々がいいとかというだけではないですよね、単純に。

○委員　スタミナ定食は女性も注文しても違和感ないけれども、レディースセットは男が注文しにくいじゃないですか。

○関係職員　いろいろな条件がそろって自然にそうなるというのが理想的なんだと思います。ただ、そう持っていくために、場合によったら、さっき言った充て職は別ですけれども、それ以外の部分についてはポジティブアクションが必要なのかもしれないと思います。

○委員　だから研究が必要なんだと思います。非常にふわふわっとした世界だから、委員がおっしゃっているような観点だとか、もっと、世間で一体ほんとうにどういう、ある人から見れば違和感のある状況があるか、それはある人から見れば違和感だけれども、ある人から見れば普通かもしれないけれども、とにかくとりあえず１人でも２人でも違和感を感じる状況はどうあるのかということを調べるのかな。その中でやっぱりコンセンサスというのが必要なんじゃないですか。

○委員　委員の繰り返しになるんですけれども、単純に男女同じ数で構成を合わせるんじゃなくて、能力のあるなしでやっぱり本来判断すべきなんでしょうね、男女じゃなくて。ほんとうは多分こういう施策がなくなって、女性も男性もあまり性別関係なく、能力に応じて評価されるべきかなと私は思います。

○班長　ありがとうございます。じゃ、よろしいですか。

それでは、時間を過ぎて恐縮でした。頑張ってください。ありがとうございました。

―― 了 ――